

自動販売機設置仕様書

1 設置場所及び面積（設置台数）

別紙貸付物件一覧のとおり

2 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）

3 自動販売機の設置条件

（1）許可等の形態と期間

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とする。

貸付期間は4年6か月間。

（2）自動販売機の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ① 省エネルギー対応やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ② 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。
- ③ 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。
- ④ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

（3）設置および利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、東浦町の指示に従うこと。

（4）維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を

行うこと。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の対応として、24時間対応可能な連絡先を提出すること。
- ⑥ 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め東浦町に申し出したうえで、東浦町の承諾を得ること。

(5) 災害時の無償提供

災害発生時に東浦町が災害対策本部を設置し、災害対策本部もしくは施設等管理者から飲料提供の要請があった時は、当該自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。その場合、手動の鍵にて操作できるようにするなど、手動等で提供できる手法を東浦町と協議したうえで設置すること。（必ずしも災害救援ベンダーである必要はない）

4 販売商品の種類・価格

(1) 販売品目

別紙「貸付物件一覧」のとおり

(2) 販売価格

標準販売価格とする。

ただし、別紙「貸付物件一覧」の販売価格欄に、標準販売価格以内とするもの及び標準販売価格から10円引きとあるものは、標準販売価格以内及び標準販売価格から10円引きした価格で販売すること。

5 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

また、契約期間の年数に均等分割し、各年度ごとの納付とする。

6 光熱水費

設置事業者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額を貸付料とは別に徴収する。

7 費用負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理及び計量器の設置等に要する費用はすべて設置事業者の負担（設置に伴う電気工事費も含む。）とする。

なお、設置に当たっては東浦町の指示に従うこと。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を東浦町に請求することはできない。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 東浦町の責に帰することが明らかな場合を除き、東浦町はその責を負わない。
- (2) 設置者は商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 売上状況等の報告

設置事業者は、毎月の自動販売機の売上本数、売上金額、電気料等の使用量（メーター表示数）を、4月から9月分までを10月に、10月から3月分までを3月31日までに報告すること。また、報告内容については、次回入札時に公表する場合がある。

11 その他

設置事業者は、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）及び販売品目のカタログを提出すること。